

とされている。

(注3) キャッシュバランス・プラン

一定の算定式により年金給付額が計算されるため法律 上の位置付けは給付型年金プランであるが、従業員個人ご とに仮想の勘定を設け、勤務年数の経過とともに当該勘定 に一定の額(拠出及び利息)を定期的に賦与し、仮想口座 の残高に応じて年金給付の額が計算されるもの。拠出型年 金プランと同様、掛金拠出額が安定的なため、企業は将来 の負担の急増を回避することができる。

(注4) 平均保険料は月額27.35ドル(2007年度)。 連邦政府の定める給付内容の最低基準(2008年度)は 以下のとおり。

年間薬剤負担額	給付内容
年間275ドル以下の部分	免責(全額加入者自己負担)
275ドル超2,510ドル以下の部分	75%給付(自己負担は25%)
2,510ドル超5726.25ドル以下の部分	全額自己負担
5,726.25ドル超の部分	95%給付(自己負担は5%)

(注5) メディケア・パート C (メディケア・アドバンテージ: Medicare+Advantage)

a 給付内容

政府に代わって民間の保険者がパートAの給付と同等 以上の給付を請け負う。

b 加入要件

パートA及びパートBの双方に加入している者。

c 保険者による保険の仕組み

民間保険者は、会員制健康医療団体 (Health Maintenance Organization; HMO。保険料は低額だが診療機関や受診内容の制約が厳しい)、PPO (保険料は割高だが医療機関を自由に選択できる特約医療団体)等を通じ、加入者に医療給付を行う。

d 民間保険者の報酬の受領態様

民間保険者は、給付を請け負った加入者1人当たり定額の報酬を連邦保健・福祉省メディケア・メディケイドセンター(Centers for Medicare & Medicaid Services: CMS)から受領し、当該報酬額の範囲内で給付内容・給付サービスに係る競争が民間保険者の間で行われている。

e パートAとの主要差異

パートAでは給付対象外となっている外来薬剤や予防 検診などの給付が認められている。しかし実態は、民間 保険者は経費圧縮のため加入者に対し医師や医療機関 へのアクセスを大幅に制限している。

(注6) AFL-CIO(アメリカ労働総同盟産別会議)

1955年にAFL (アメリカ労働総同盟) とCIO (産業別労働組合会議) が合併し発足。アメリカにおける最大の労働組合の全国中央組織(ナショナルセンター)。組合員数は、1,000万人。1995年にスウィニー現会長が就任。

英国

1 社会保障の概要と動向 =

英国では、労働者互助組織である友愛組合の伝統のもと、1911年の国民保険法により社会保障制度が創設された。その後、第二次大戦中に提出された有名な「ベバリッジ報告」により戦後の社会保障制度の青写真が示され、逐次整備が進められたことから、歴史的には社会保障制度の体系的な整備に先駆的に取り組んできた国の一つであるとの評価がある。

しかしながら、現在では、給付水準の手厚さや広汎 さの面で先進的であるとは言い難い。社会保障給付費 の規模(対国民所得比)でみても、アメリカや日本より 大きいものの、ドイツやフランスなど大陸欧州諸国と 比べれば低い水準に止まっている。

概括的にいえば、社会保障の枠内でも、(1)税財源で原則無料でサービスを提供し、公的関与度の高い医療、(2)社会保険方式に基づき、公的年金の水準としては低い部類に属する年金、(3)自治体が中心的な役割を果たし、民間サービスの活用も積極的に図られて

いる福祉、といった特色があり、「公」の関与度(民間セクターの役割)、国と自治体の役割分担、制度としての成熟度、機能分化の在り方は様々である。

1997年に就任した労働党のブレア首相(~2007年6月)は、それまでの保守党サッチャー・メージャー政権下での自立自助路線を継承しつつも、社会的公正の観点も重視した「第三の道」を標榜した諸改革を推進した。後述するように、医療については、2000年に公表した10年計画である「NHS (National Health Service)プラン」などの政策的イニシアチブに基づき、大幅な医療費増を達成しながら精力的な改革を進めた。年金については、現在、個人勘定の創設など制度の歴史上でも際立つ大幅な制度改正に着手しているところである。福祉については、働くことが可能な者には極力就労を促進する一方、真に困難をきたす者に重点を置くべきであるとの基本的考え方の下、積極的な雇用促進策、就労を促進するための給付内容の見直し、低所得者への重点的な財源配分といった各般にわたる施策が



推進されている。

2 社会保険制度等 =

(1) 概要

英国における社会保険制度は、年金、雇用関連給付も含めた全国民を対象とした社会保険制度(国民保険(National Insurance))に一元化されている。

医療については、この国民保険制度とは別に、税金を財源とする国営の国民保健サービス(NHS)として全国民を対象に原則無料で提供されている。

また、高齢者、障害者等に対する社会サービスについては、地方自治体(原則カウンティ)において税を財源とした対人社会サービスの提供が行われている。

(2) 年金制度

a概要

英国の年金制度は、年金を中心として、失業、業務上 災害等に係る給付を総合的・一元的に行う制度として 全国民を対象としている「国民保険(National Insurance)」制度の基幹部分として運営されている。 国民保険は、退職年金(基礎年金(Basic State Pension)、 国家第二年金(State Second pension)(旧所得比例年金))、就労不能給付(Incapacity Benefit)、遺族関連給付(遺族一時金、有子遺族手当、遺族手当)、求職者手当(Jobseeker's Allowance)、業務災害障害給付等の 給付を行う単一の社会保険制度として、医療保障と公的扶助制度を除く総合的な所得保障制度として実施 されている。

年金制度部分の基本的な構造は、わが国と同じ2階建ての制度であり、1階部分は全国民を対象とする基礎年金(BSP)、2階部分は被用者のみを対象とする国家第二年金(S2P)に加入することとなる。

義務教育終了年齢を超えるすべての就業者(所得がない又は一定額以下の者を除く)は退職基礎年金に加入する義務がある。被用者は、基礎年金(Basic State Pension)に加え、2階部分の国家第二年金に原則どおり加入するか、あるいは一定の基準を満たす職域年金又は個人年金を選択すれば、国家第二年金の適用除外(contracting out)を受け、私的年金(企業年金又は個人年金)に加入することも可能である。実際に

は、この適用除外を受けている者は多いことから、私的 年金は、2階のみならず3階部分の機能を果たしている ということができる(図2-4)。

支給開始年齢は、退職したかどうかにかかわらず、 男性65歳、女性60歳である。ただし、女性については 2010年から2020年にかけて段階的に65歳に引き上 げられることとなっている。基礎年金の支給額は、 2007年度で、満額の場合(男性は44年、女性は39年 の加入が要件)、本人87.30ポンド/週、被扶養の妻は 夫の支給額の約60%を基本に支給される。2007年4 月までの被用者(クラス1)に係る国民保険の保険料率 は給与の23.8%(本人11%・使用者12.8%)となって いる。

他の先進諸国と比べた場合、英国の年金制度については、公的年金の給付水準が相対的に低いこと、公的年金の役割を縮小する方向の見直しを先駆的に実施してきたことが特徴として挙げられる。他方、近年では、中低所得者の老後の貯蓄不足への懸念や男女間の公平性の確保が中心的な課題となってきている。

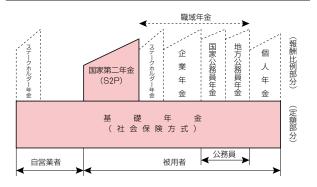
b ブレア政権初期の制度改正

労働党ブレア政権下では、1999年及び2000年に成立した関連二法により、基礎年金制度は維持しつつ、①主に中低所得者向けの2階部分の新たな選択肢として、管理費用を縮減することにより保険料を低額に押さえた確定拠出型個人年金であるステークホルダー年金の創設(2001年4月発売開始)、②従来の国家所得比例年金に比べて低所得者の給付額を高めた国家第二年金を創設し国家所得比例年金との置き換え(2002年4月以降)、③離婚時の年金受給権整理の新たな選択肢として2階部分の年金権の分割が創設(2000年12月以降開始の離婚手続きに適用)されたほか、所得補助制度(公的扶助)において年金生活者を対象とした最低所得保障額(Minimum Income Guarantee)を設定し、低所得の年金生活者の生活を支援(1999年10月実施)する等の見直しが行われた。

2003年10月には、最低所得保障額制度に代えて年金クレジット (Pension Credit) 制度と貯蓄クレジット (Saving Credit)が導入された。年金クレジットは、最低所得保障額制度と同様、60歳以上の者の収入が適正

額(appropriate amount:単身世帯は週114.05ポンド、有配偶者世帯は週174.05ポンド。被扶養者がいる場合等は加算措置あり。収入額には、公的、私的年金のほか6,000ポンドを超える預貯金等は、500ポンドあたり収入1ポンドと換算して合算する。)に満たない場合、その差額を支給する制度である。貯蓄クレジットは老後に備えた預貯金や、私的年金への加入を促進するため、65歳以上の者について、収入のうち所定額(starting point:単身世帯は週84.25ポンド、有配偶者世帯は週134.75ポンド)を超える部分の額により定まっている額(単身世帯は週17.88ポンド、有配偶者世帯は週23.58ポンドが上限)を上乗せ支給する制度である。

〈図2-4〉英国の年金制度体系



(注1)国家第二年金(S2P)

S2Pは、年間4,368ポンド以上の収入がある者につき所得比例で年金を給付するものである。従来の国家所得比例年金(SERPS)が完全な所得比例であったのに対し、①年収が12,500ポンド未満の者で家族介護や育児のために就労できない者についても週1ポンドの掛金で加入できる、②年収28,800ポンド未満の者についても給付を従来の国家所得比例年金より手厚くする等、低所得者により有利な設計となっている。国家第二年金は、将来的に定額給付となるように見直す方針が発表されている。

(注2)ステークホルダー年金

企業年金を設けていない企業の従業員にも、自分で 老後に備え蓄えることができるようにするため、金融機 関の販売する年金商品のうち一定の要件を満たすも のをステークホルダー年金とし、これに加入する被用 者の掛金を所得控除することで加入を促している。ス テークホルダー年金については、2001年4月の販売開 始以降、49の企業が商品を発売するなど盛況を見せた。他方、2001年10月以降、5人以上を雇用する事業主には被用者に商品の一つを選定して情報提供を行い、希望する被用者については掛け金を天引き徴収し代行納付する義務(アクセス提供義務)を課し、違反した場合は最大5万ポンドの罰金が科せられる。

しかしながら、2003年5月に英国保険業協会が発表したレポートによれば、2001年4月の販売開始以降ステークホルダー年金の販売数は140万件を超えているものの、48%は他の形態の貯蓄からの移行であり、売上も減少傾向にあること、事業主にアクセス提供義務が課されているが、90%の事業者は被用者からの契約実績がないこと、定期的に拠出を行っている契約者の平均貯蓄額は月140ポンドであり、予想よりも高い所得者層が購入していること等が指摘されており、必ずしも順調に普及しているとは言い難い。

c ブレア政権後期及び現在の制度改革の動き

(a)公的年金

将来に向けた人口構造の変化等を踏まえ、長期的に懸念される課題を回避するため、2002年にターナー卿(元CBI(経団連に該当)会長)を委員長とする年金委員会(Pension Commission)が設置され、3年間の検討を経て、2005年11月30日に報告書が公表された。

この報告書は、近年ではかなり大規模な内容の改革 案であり、注目を集めた。見直しの基本的な考え方としては、①個人の自己責任の範囲を拡大すること、②所 得、男女、世代の違いを超えてフェアな制度とすること、 ③制度をシンプルなものとすること、④持続可能性が 確保された制度であること、⑤国民にとって納得性の 高い制度とすること、という視点に留意して検討が加え られた。

具体的な改正案の内容として、報告書では、①安い費用で低、中所得者に貯金を促す制度を2012年から導入することとしている。具体的には、個人ごとの勘定を立ち上げ、被用者(4%)+事業主(3%)+政府(1%)と負担を持ち合うことで被用者に貯蓄を促すこと、②子育てや介護を担っていた女性が結果として十分な年金を得られないという問題の克服のため、満額



受給するためには従来であれば国民保険料を女性は39年納める必要があったところ、2010年以降30年に短縮、併せて、ケアを担う者に対する福祉給付を拡充し、子育てや重篤な障害者を週20時間以上介護する場合にはその期間について年金拠出期間に繰り入れる(現行週35時間以上)こと、③基礎年金の支給額を再び賃金スライドに移行し、支給開始年齢を2020年代半ばから約10年かけて1年ずつ遅らせ2050年までに68歳に引き上げること(具体的には2024年に65歳から66歳に、2034年に67歳に、2044年からは68歳になる見込み)を内容とするものであった。

その後、この報告を踏まえた政府案であるホワイトペーパーが (ア) 2006年5月 (Security in retirement: towards a new pensions system) 及び (イ) 同年12月 (Personal Accounts: A new way to save) に公表された。これらの改革案は、法律としては2本立てとなり、(ア) については2006年11月に法案提出され、2007年7月に成立 (The Pensions Act 2007)、(イ) については2007年12月に法案 (The Pensions Bill) が提出され、現在もなお審議中(2008年3月現在)である。

【年金改革関連二法(法案)の主な内容】

- (ア)2007年年金法(The Pension Act 2007)
- ・国家基礎年金(BSP)に関し、①2010年からBSP満額支給に必要な拠出年数を男女とも30年に短縮、②2012年(予定)からBSPの支給額改定を物価スライドから賃金スライドへ
- ・国家第二年金(S2P)に関し、2010年から子どもや障害者の介護者の受給権を強化
- ・支給開始年齢について、2024年から2046年にかけて、男女とも68歳まで引上げ
- (イ)年金法案(The Pensions Bill)
- ・2012年から、老後保障として適当な水準の職域年金に加入できない者(低中所得者を念頭)のための個人勘定年金(Personal Accounts Scheme)を創設
- ・該当する労働者は、個人勘定年金に自動的に加入(希望して適用除外を選択することも可)。拠出は、被用者(標準報酬の4%) +事業主(同3%)+政府(同1%)。

(b)企業年金

企業年金制度は運用利回りの鈍化、平均寿命の伸び等を背景に、英国全体で270億ポンドの積立不足が生じていると推計されており、深刻な状況にある。特に、英国では、公的年金制度の「民営化」が進められており、一定の要件を満たす企業年金、個人年金の加入者は所得比例の国家第二年金に加入しなくてよいこととさ

れており、こうした中で、企業年金、個人年金の積立不 足は切実な問題である。従来、英国の企業年金は大部 分が確定給付型であったが、新規採用者から確定拠 出型への移行を表明する企業が急増しており、過半の 企業が確定給付年金制度への新規加入を認めていな いといわれている。

こうした中、改革の必要性が認識され、2004年年金 法及び2004-06年金融法により改革が進められた。これらの改革、企業年金加入者の「保護」を図ることにより、 揺らぎつつある企業年金への信頼を回復するとともに、 規制緩和や制度の複雑な側面を除去することにより、 企業や加入者の「選択」や「簡素」な運営を可能とし、ひいては私的年金のさらなる振興を図ったものである。

【近年の改革の主な内容】

①受給者保護

積立不足に悩む企業年金が多いことを踏まえ、受給者(受給権)の保護を図ることは喫緊の課題であった。このため、まず、将来の企業年金の破綻に対応するため、年金保護基金(Pension Protection Fund)が創設された(2005年4月施行)。これは、各企業年金に賦課される拠出金によって運営され、事業主が破綻した場合、その確定給付型年金について、既に受給を開始している者については100%、現役加入者に対しては90%を保証する基金である。

さらに、詐欺、ミスマネジマント、積み立て不足などの事態を事前に察知し、能動的な調査等によって危機を予防するため、新しい年金規制当局(Pensions Regulator)が創設された(2005年4月施行)。新たな規制当局では、運営の凍結権限付与など事前の危機回避のための権限が与えられた。

②情報提供の拡充

私的年金が普及し、老後の生活設計の柱として有効に機能していくためには、個人が受け取れる年金の水準等を適切に予測、検討することが肝要である。このため、会社が、国家年金と企業年金とを組み合わせた予想年金見込み額を給与支払い時等に給与明細等と一緒に情報提供することを推奨するほか、2006年春からはウェブサイト上で年金見込み額や退職後の必要収入の推計等を自分で計算できるツールを提供開始するとともに、学校における金銭教育や、高齢者の金融知識に関する調査等を実施することとされた。

③制度の簡素化

加入者の安心を確保しながらも、企業年金を実施し、加入するためのインセンティブをさらに高めるため、税制及び規制の両面で制度の簡素化が図られることとなった。税制については、従来は、加入時期やプランの種類によって適用される税法が8つに分かれており、極めて分かりにくいものであったが、これを1つのルールに簡略化し、分かりやすいものとした(2006年4月施行)。また、生涯で1.5百万ポンド、年で21.5万ポンドの上限の範囲内であれば税制上の優遇措置を受けることが可能とされた。また、規制については、1995年以降、確定給付型の制度が終了しても必要な給付を行うのに見合う資産を保有することができるよう、最低積立基準(MFR: Minimum Funding Requirement)を設定していたが、これをより柔軟な仕組みに切り替えることとした。